

最新の賃上げ促進税制と 賃上げが要件となる補助金について

公認会計士・税理士 鶴巻 博行氏

はじめに

2024年度税制改正において、「賃上げ促進税制」が拡大及び延長されました。改正点としては、企業分類について、従前の「大企業」が「大企業」と「中堅企業」に区分されたほか、中小企業に対しては、納税が発生しない赤字企業でも減税額を翌年度以降に適用できるように繰越控除制度（5年間）が創設されました。

加えて、従業員に対する人材育成や福利厚生に対する上乗せ要件が見直され、教育訓練費の適用要件が緩和されたほか、子育てや女性活躍を支援した企業への上乗せ要件が創設されました。

また、このような税制面からの賃上げ促進だけでなく、近年では、賃上げを支給要件とする補助金や、非正規雇用労働者の正規化に対する助成金など、多方面から賃上げを促進する施策が講じられています。

本稿においては、改正後の「賃上げ促進税制」と各種補助金における賃上げの要件や優遇策等について解説します。

1. 賃上げ促進税制について

(1) 概要

賃上げ促進税制は、従業員の賃上げや人材育成への投資に積極的な企業が、要件に応じて所定の税額控除を受けられる制度です。

これまで「大企業向け」と「中小企業向け」で内容が分かれていましたが、2024年度の税制改正で、「中堅企業向け」が新設されました。中小企業向けの制度では給与などの増加額に対する一定の控除率を法人税（個人事業主の場合は所得税）から税額控除することができます。

なお、中小企業においても、制度の要件を満たす場合には、中堅企業向けや大企業向けの制度を適用することも可能です。

(2) 中小企業向け制度の詳細

①適用要件と控除率

中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を

提出している中小企業者等（資本金1億円以下の法人、又は従業員数1,000人以下の個人事業主）が、一定の要件を満たした上で、前年度より雇用者給与等支給額（全雇用者に対する給与等の支給額）を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。なお、給与支払額の定義は以下のとおりで、雇用者給与等支給額には、役員に対する報酬や役員の親族等に対する給与は含まれません。

<給与等支給額とは>

国内雇用者（パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与〈所得税法第28条第1項に規定する給与所得〉をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。

中小企業向けの適用要件と控除率は下表のとおりで、給与等支給額の増加率に応じた控除に加えて、人材育成や福利厚生など一定の要件を満たす場合には控除率が上乗せされ、最大で給与等支給額の増加額の45%が税額控除されることとなります（ただし、控除上限額は法人税額の20%となります）。

【中小企業向けの適用要件と控除率】

適用要件		控除率
通常要件	全雇用者の給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%
	全雇用者の給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加	30%
上乗せ要件	教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加し、かつ、全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上であること	+10%
	企業の子育て支援策等に対する所定の認定	+5%

②上乗せ要件（教育訓練費）

教育訓練費とは、国内の雇用者の職務に必要な技術